

8 惇明府拝観方通牒

〔昭和二年六月〕

(注記1)		(注記2)	
官秘六三号	裁決	7月12日	文書課長
送発		7月19日	起案者
			(佐藤)印

昭和二年七月十二日起案

庶務掛長 (渡邊)印

秘書課長 (澤田)印 (注記5)

回答案(第一案)

年 月 日 秘書課長

山口県知事
岐阜県知事
宛 (各通)

回答

(注記6) 本年六月廿八日付官秘六三号ヲ以テ通牒ノ惇明府拝観ノ件ニ関シ振天府拝観資格者並手續等ニ付御照会ノ処 (抹消) (加筆) (別記) 御参照相成度

記

(下 札)

一、関係通牒

○明治四十四年十月二十一日

宮内省

文部大臣宛

通牒

振天府拝観出願ノ義ハ従来区々ニ相成居候処右ハ新年式拝賀以上ノ者ニ特別ノ思召ヲ以テ拝観差許サルルコトニ定メラレ候間此段及通牒候也

追テ拝観出願者ニハ一回ノミ差許サルル儀ニ付為念申添候也

参考

拝観資格

親任官、同待遇

勅任官、同待遇

公、侯、伯、子、男爵

貴衆両院議長、同副議長

麯香間祇候、錦鶏間祇候

以上ノ者ノ夫人

二等官、勲三等及従四位以上ノ者ノ夫人

勲六等以上有勲者

従六位以上有位者

貴衆両院議員

神仏各宗派管長

九等官以上

奏任待遇ノ神職

門跡寺院住職

宮内省奏任待遇

○大正七年五月十四日宮内大臣官房文書課宮発第一六九号

宮内大臣

文部大臣宛

通牒（振天府拝観ニ関シ関係アリ）

振天府拝観ノ資格ヲ有スル者ニ対シ本月二十九日以後左記ニ基キ建安府拝観可被差許候

記

一、御差許ノ日ハ毎週水曜日トス 但シ朝儀行幸ノ節及暑中休

暇中ハ之ヲ除ク

一、人員ハ当分ノ内毎回三十名ヲ限ル

一、建安府拝観ノ当日振天府ノ拝観ハ差許サレズ

○大正十一年七月七日

宮内大臣

文部大臣宛

通牒

大正七年五月十四日付宮内大臣官房文書課宮発第一二六九号通牒

建安府拝観被差許件ハ本年七月一日以後左記ノ通変更相成候

○追テ振天府ノ拝観時刻及期限モ本文ヲ適用致候

記

一、御差許ノ日ハ毎週木曜日ニシテ午前十時ヨリトス

(注記7)

一、御差許期限ハ毎年二月一日ヨリ六月三十日迄及九月二十日ヨリ十二月十日迄トス

一、人員ハ毎回三十名ヲ限ル

一、地方ヨリノ上京者ニシテ他ニ拝観ノ時日ナキ者ハ臨時詮議ノ上差許サル、コトアリ

一、建安府拝観ノ当日振天府ノ拝観ハ差許サレズ

一、拝観願人名ハ毎火曜日午前中ニ差出ノ事

二、拝観手続

宮城、新宿御苑等〔^(加筆)〕^(加筆) 拝観手続ニ準ジ文部大臣宛御上申ノコト

通牒案 (第二案)

年月日

秘書課長

〔^(加筆)10〕 本省各局長

官房各課長、督学官室

〔^(抹消)120〕 直轄各部長

〔^(加筆)114〕 公立大学長

〔^(抹消)26〕 公立専門学校長

〔^(加筆)64〕 公立高等専攻学校長

〔^(加筆)6〕 公立高等専攻学校長

〔^(加筆)45〕 各地方長官

宛 (各通)

〔^(加筆)265〕

〔^(抹消)〕 惇明府拝観ノ件ニ関シ〔^(抹消)左記〕〔^(加筆)別紙〕ノ通山口県並岐阜県〔^(抹消)知事宛〕〔^(加筆)〕回答致シ置キタルニ付御了知相成度為〔^(加筆)御〕参考通知ス

記

(注記8)

第一案〔^(朱書)山口県知事宛回答〕写添付ノコト
備考

口頭、私信並電話等ヲ以テ、照会セラレタルモノ十余件アリ

官秘六三三〇
定決裁
6月27日
文書課長
〔 ^(宮下) 印〕
送発
6月28日
起案者
〔 ^(佐藤) 印〕

昭和二年六月二十一日起案

庶務掛長 〔^(渡邊)印〕

大臣 〔^(栗屋)印〕 次官 〔^(澤田)印〕 秘書課長 〔^(澤田)印〕

通牒案

年月日

秘書課長

〔^(加筆)5〕 本省各局長

〔^(加筆)5〕 官房各課長、督学官室

〔^(加筆)114〕 直轄各部長

〔^(加筆)26〕 公立大学長

〔^(加筆)65〕 公立専門学校長

〔^(加筆)6〕 公立高等専攻学校長

〔^(加筆)45〕 各地方長官

宛 (各通)

〔^(加筆)268〕

通牒

惇明府拝観ノ件ニ付別紙ノ通り通牒有之タルニ付御了知相成度
〔^(朱書)〕別紙昭和二年六月十七日付官第四〇七号宮内大臣ヨリ文部大臣宛通牒謄写ノ上添付送付ノコト

文書課長

宮内大臣官房 文書課 官機第四〇七号

(注記9)

昭和二年六月十七日

宮内大臣 一木喜徳郎 印

文部大臣 水野徳太郎殿

通牒

ノ手續等ノ写一通御回送ニ預リ度此段及照会候也

教第一一四六九号

昭和二年七月十五日

大分県知事 印

(注記12)(注記11) 振天府拝観被差許候資格者ニ対シ爾今惇明府(大正三年乃至九年戦役紀念ノ思召ニテ建設セラレタルモノ)ノ拝観ヲ被差許候

(注記13) 追テ拝観ノ手續其他ニ関シテハ振天府拝観ノ例ニ準シ取扱相

成度

文部大臣官房秘書課長殿

振天府拝観手續ノ件

六月二十八日付官秘六二号ヲ以テ惇明府拝観ノ件ニ付通牒相成

候処其拝観手續ハ振天府拝観ノ例ニ準スヘキ旨ナルモ同通牒不

明ニ付御回示相煩度

学第二五九八号

(注記14) 昭和二年七月四日

山口県学務部長 田中英 印

文部大臣官房秘書課長 澤田源一殿

惇明府拝観ニ関スル件

(注記17) 二教収三八九一号
昭和二年七月十二日

神奈川県知事 印

文部大臣官房秘書課長殿

振天府拝観資格者及出願手續ニ付照会

客月二十八日附官秘六二号ヲ以テ(惇)明府ノ拝観ヲ被差許候処

右拝観手續其他ニ関シテハ振天府拝観ノ例ニ準スル趣御通牒ニ

接シ候得共本県ニ於テハ先年ノ震災ニテ書類焼失致シ候為其ノ

資格及出願手續ヲ了知シ難ク候条乍御手数至急御教示相煩ハシ

度此段及照会候

制印

六月廿八日官秘六三号ヲ以テ標記ノ件御通牒相成候処同通牒中ノ振天府拝観ニ関スル手續并拝観資格者ニ関スル規程当庁ニ於テ例記類種々調査候モ相見当ラス候ニ付御手数ナカラ至急右規程御回示相煩度此段及照会候也

(注記15)

文部大臣官房秘書課長殿

岐阜県知事 印

二官第四〇二号 昭和二年七月六日

客月廿八日官秘六(三)号ヲ以テ惇明府拝観ニ関スル件御移牒ニ

相成候処右ハ取扱上ノ都合モ有之候ニ付振天府拝観有資格及其

(注記18)

学第三一〇四号

昭和二年七月廿三日

沖繩県学務部学務課

文部大臣官房秘書課御中

客月二十八日官秘六三号ヲ以テ惇明府拝観資格者ノ件御通牒相成候処振天府拝観資格者取調候ニ通牒書類見当ラス困惑致居候条乍御手数右御教示相成度御願申候

(注記19)

拝啓陳者振天府拝観願之儀ハ一人一度(加筆)リ被差許居候次第ニ

(注記20)

有之候処往々再度ノ拝観ヲ得候向モ有之哉ニ相聞候間自今出願之節ハ嘗テ拝観ノ有無篤卜御取調ノ上侍従長へ御提出相成候様致度此段得貴意候 啓具

明治四十三年二月九日

宮内大臣官房総務課長 近藤久敬

文部大臣秘書官御中

(注記21)

追テ三十七八年戦役戦利品ハ未夕拝観開始無之候条御承知迄ニ申添候也

(注記1)

〔例〕

(注記2)

〔例規類纂材料〕(有原)

(注記3)

〔例規〕

(注記4)

〔例〕

(注記5)

〔記録掛/13・7・18/受領〕

(注記6)

〔三七〕(簿冊内件名番号)

(注記7)

〔例規〕

(注記8)

〔例規〕

(注記9)

〔文部省/昭和2・6・17/官秘63号〕

(注記10)

〔供閲〕

(注記11)

〔例規〕

(注記12)

〔秘書課長〕

(注記13)

〔次官〕

(注記14)

〔文部省/昭和2・7・6/官秘63号〕

(注記15)

〔文部省/昭和2・7・7/官秘63号〕

(注記16)

〔文部省/昭和2・7・□/官秘62号〕

(注記17)

〔文部省/昭和2・7・□/官62号〕

(注記18)

〔文部省/昭和2・7・□/官秘63号〕

(注記19)

一〇

(注記20)

一〇

(注記21)

一一

(下札)

①

種別 い二／聯繫 / 登録追加 / 件名 宮内省通牒直轄各部
等へ通牒 惇明府拝観方 例規類纂材料 / 番号 / 結了年月日
昭二 六 二八 / 保存年限 ムキ / 枚数 13

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室「関スル総規 第1冊」 文部
省② 3A, 30-5, 1044〕